

議案第 84 号

朝霞市印鑑条例の一部を改正する条例

第 1 条 朝霞市印鑑条例（昭和 51 年朝霞市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 19 条の 5」を「第 19 条の 6」に改める。

第 3 章中第 19 条の 5 を第 19 条の 6 とし、第 19 条の 4 を第 19 条の 5 とし、第 19 条の 3 を第 19 条の 4 とする。

第 19 条の 2 中「前条」を「第 19 条」に改め、同条を第 19 条の 3 とし、第 19 条の次に次の 1 条を加える。

（キオスク端末機による印鑑登録証明書の交付）

第 19 条の 2 第 17 条第 3 項、第 18 条及び前条の規定にかかわらず、印鑑登録証明書の交付を受けようとする者は、キオスク端末機（地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された通信端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより、証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。）に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項の個人番号カードを使用して電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号）第 22 条第 1 項の利用者証明用電子証明書の暗証番号その他必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、当該交付を受けることができる。

第 2 条 朝霞市印鑑条例の一部を次のように改正する。

目次中「第 19 条の 6」を「第 19 条の 2」に改める。

第 19 条の 3 から第 19 条の 6 までを削る。

附 則

この条例中第 1 条の規定は平成 29 年 2 月 1 日から、第 2 条の規定は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

平成 28 年 8 月 31 日提出

朝霞市長 富岡 勝則